

仕 様 書

1 業務概要

1) 業務名

熊本市天明まちづくりセンター 天明ホール空調機修理

2) 履行場所

熊本市南区奥古閑町 2035 番地

3) 業務の目的

天明ホールの空調機 2 機について、冷房能力の低下を解消するため、修理を行い、利用者へ快適な空間を提供し、適切な維持管理運営を図ることを目的とする。

4) 履行期間

契約締結日～令和 8 年（2026 年）6 月 30 日

2 業務内容

天明ホール空調機修理

○対象：吸収式冷温水発生機（1、2号機）

型式：HAU-KH50EX（1、2号機）

○設置場所：別添平面図等を参照

項 目	名 称 / 規 格	数 量	単 位
材 料	洗浄薬品（参考：ハクリエース）	12	缶
	中和剤	2	缶
作 業	凝縮器エア抜きバルブ溶接作業 ※エア抜きバルブ・プラグ止め管座を 2 個ずつ含む エア抜きバルブ・プラグ止め管座は受託者で用意	2	機
	冷却水系統チューブ科学薬品洗浄作業	2	機
	気密確認作業（機内窒素加圧・真空引き）	2	機
	薬品管理（洗浄廃液及び中和水の全量回収・処分）	1	式
	機器損耗（窒素、機器消耗品）	1	式
	試運転・調整	1	式

※既存のエア抜きバルブだけでは洗浄できない箇所があるため取り付けのものとする

3 一般仕様

1) 作業体制

ア 受託者は、修理目的・内容を理解し、その目的遂行のため、専門的な知識・経験を生かし、業務を行うこと。

イ 受託者は、業務遂行に必要な技術・技能者及び人員等を確保し、業務に遅延なきように万全な作業体制をつくること。

2) 機密の厳守

受託者は、業務上知り得た情報の秘密厳守に努め、内容を目的外に使用したり第三者へ提供したりすることはできない。

3) 疑義の処理

仕様書に記載のない部分、判明し難い部分、または、業務遂行に不都合が生じた場合は「天明まちづくりセンター担当職員（以下「調査職員」という。）」と協議を行い、その指示に従うこと。この場合、原則として修理費以内で業務を行うこと。なお、調査職員に対する協議等は、原則として書面にて行うこと。

4) 連絡協議

調査職員との連絡・協議は密に行うとともに、不明な事項等が生じた場合は、速やかに調査職員と打合せを行うものとし、その都度受託者が書面（議事録）に記録し相互に確認する。

5) 対外関係

業務を実施する際は、事前に調査職員と十分に協議を行い、苦情が発生した場合は、誠意をもって対応処理し、速やかに調査職員等に報告すること。

6) 安全管理

受託者は、業務を実施するにあたり、調査職員の承認を受けた責任者を定め、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法等の関係する諸法令を遵守し、常に事故の未然防止を心がけ利用者等の危険防止、安全作業に努めなければならない。また、風紀、衛生、火災、盗難、その他事故防止についても十分な注意を払うこと。

万一事故が発生した場合は、速やかに受託者の責任において適切な処理を施すとともに、直ちに調査職員及び施設に対して口頭又は電話により報告するとともに、遅延なくその状況について書面をもって調査職員に報告しなければならない。

4 特記事項

1) 法規等の遵守

本修理の履行にあたっては、建設業法、労働安全衛生法、電気事業法、電気設備技術基準、電気工事士法、建築基準法、条例等の関係する諸法令を遵守すること。

2) 作業日時等

令和8年5月11日から令和8年5月25日

※施設管理者、調査職員と打ち合わせを行うこと。

3) 仮設計画

敷地内への車両等の駐車及び進入、搬入出ルートについては、事前に施設管理者、調査職員と打ち合わせを行い、施設設備等を破損することがないように細心の注意をはらうこと。

4) 既設部分への処置

作業に際し、既存部分を損傷しないよう適切な養生を行う。業務実施中に建物・その他施設物品等を破損した場合は、速やかに調査職員に報告し、受託者の負担にて、復旧補修するとともに

損害賠償責任を負うものとする。

5) 納入機材について

現場に搬入した機材は、調査職員の検査を受けること。ただし調査職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

6) 試運転・調整について

- ・作業前後の冷却水の流入口・流出口の温度比較

7) 提出書類

下記の書類を各々必要な時期に提出すること。なお、提出部数については、調査職員の指示を受けること。

	提出書類	提出時期
①	着手届	契約後速やかに
②	業務計画書および工程表	契約後速やかに
③	完成・工程写真	業務終了後
④	作業報告書・試験成績表	業務終了後
⑤	完了届	業務終了後
⑥	請求書	検査合格後

8) 発生材

発生材等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、受託者の責任において適切に処分すること

9) 完成・工程写真

作業前、作業中、作業後及び新旧機器、試験状況がわかる写真を撮ること。

10) 検査等

業務終了後速やかに完了届および竣工書類(作業報告書、試験成績表)を提出し、本市の検査を受けること。検査に合格したときは、受託者は修理費用の支払いを請求することができる。